

## 相模原市立3診療所（青野原、千木良、藤野）の次期指定管理者及び国民健康保険青根診療所の指定管理者選定に向けたサウンディング型市場調査実施要領

### 1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定している事業の検討に当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

### 2 調査の目的

市立3診療所の管理運営に当たっては、令和7年度に次期指定管理者の選定を予定しており、また、これまで市が直接管理運営してきた国民健康保険青根診療所についても、令和8年度から指定管理者制度により管理運営することの可能性について検討しています。

つきましては、これら4箇所の診療所のよりよい管理運営を目指し、民間事業者等の皆様から幅広くご意見・ご提案いただきたく調査を実施します。

### 3 調査の対象

事業名等	相模原市立診療所及び国民健康保険診療所管理運営事業
概要	参考資料「市立3診療所の概要」及び「国民健康保険青根診療所の概要」のとおり
対話内容 (主なもの)	(1) 指定管理者制度の対象とする診療所、グルーピング（分け方）、指定期間などについて (2) 医師、看護師、事務などの医療従事者の確保について (3) 施設の利用促進や効率的な運営について (4) 地域住民の健康増進や予防医療に貢献するためのアイデアについて (5) 在宅医療の充実に向けた医療・介護関係者の多職種・多機関連携やオンライン診療の実施について
対象者	事業主体となる可能性がある団体

※詳細については、次ページ以降をご確認ください。

### 4 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
実施要領の公表	令和6年5月23日（木）
事前説明会・現地見学会の開催	令和6年6月10日（月） 事前説明会 11時00分～12時00分 現地見学会 13時00分～16時30分
対話参加の申込み	令和6年6月10日（月）～令和6年6月14日（金）
資料提出【任意】	対話実施日の5営業日前まで
対話の実施	令和6年7月8日（月）～令和6年7月12日（金）
結果の公表	令和6年8月（予定）

## 5 対話までの流れ

### (1) 事前説明会・現地見学会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会及び現地見学会を開催いたします。  
参加を希望される方は、別紙1「事前説明会・現地見学会参加申込書」に必要事項を記載しEメールに添付の上、期日までに下記申込先へお申し込みください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

※Eメールの件名は「【事前説明会申込】(団体名)」としてください。

※車両での移動が前提となり、駐車スペースの都合上、車両は1団体につき1台とさせていただきます。また、説明会会場の都合上、参加人数は1団体につき最大4名とさせていただきます。4名を超えての参加を希望する場合につきましてはお問い合わせください。

【日 時】令和6年6月10日(月)

事前説明会 11時00分 ~ 12時00分

現地見学会 13時00分 ~ 16時30分

【場 所】事前説明会 藤野総合事務所会議室(緑区小淵2000)

現地見学会 市立藤野診療所(緑区小淵1656-1)

市立千木良診療所(緑区千木良852-8)

市立青野原診療所(緑区青野原2015-2)

国民健康保険青根診療所(緑区青根1837-1)

【申込期限】令和6年6月3日(月)15:00まで

【申 込 先】相模原市健康福祉局保健衛生部医療政策課地域医療対策室

chiiki-iryuu@city.sagamihara.kanagawa.jp

### (2) 対話参加の申込み

別紙2「エントリーシート」に必要事項を記載しEメールに添付の上、申込期間中に上記申込先へお申込みください。

※Eメールの件名は「【対話申込】(団体名)」としてください。

【申込期間】令和6年6月10日(月)から令和6年6月14日(金)正午まで

### (3) 資料提出

資料の作成及び提出は求めませんが、「7 対話内容」に対し、効果的な対話を行う上で必要だと考える場合に作成、提出をお願いします(任意様式)。

※提出の場合は、Eメールへ添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

※Eメールの件名は「【資料提出】(団体名)」としてください。

【申込期限】対話実施日の5営業日前までとします。

### (4) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日 時】令和6年7月8日(月)から令和6年7月12日(金)までの期間で、30分から1時間程度。(対話参加の申込み後、別途調整いたします。)

【場 所】ウェルネスさがみはら(中央区富士見6-1-1)の会議室を予定しております。

【実施方法・対話内容等】 「7 対話内容」以降をご確認ください。

(5) その他

- ・ 対話参加の申込が多数あった場合は、本調査を効率的に行うため、対話実施日や対話時間について調整させていただく場合があります。
- ・ 参加人数は1団体につき5名までとさせていただきます。
- ・ オンラインによる対話を希望される場合は申込時にお伝えください。

6 実施事業の概要

(1) 背景（市が運営する6箇所の診療所に関する市の方針）

本市は、合併に伴い旧津久井町、相模湖町及び藤野町から引継ぎ、職員を雇用し市が直接管理運営している3箇所の国民健康保険診療所と、平成22年に神奈川県から移譲を受け、指定管理者制度により管理運営している3箇所の市立診療所の合計6箇所の診療所を有しています。

これらの診療所が所在する津久井地区、相模湖地区及び藤野地区において、高齢化の進行等に伴う通院困難者の増加が見込まれること、在宅医療の需要の増加が見込まれること、診療所施設が老朽化していること、医師・看護師等の安定的な確保が困難であることなどから、6箇所ある診療所を当面は分院を含む4箇所に再編することで、医療資源と財源を生み出し、地域に合った医療に生かす基本方針を令和6年2月に策定しました。これにより、千木良診療所は令和8年度末をもって内郷診療所へ、日連診療所は令和9年度末をもって藤野診療所へ統合することを計画しています。

この診療所の再編と併せて、市が直接管理運営している診療所についても、安定的且つ効率的な管理運営を目指し、段階的に指定管理者制度へ移行することを検討しています。このため、令和7年度で指定管理期間が満了する市立3診療所について、令和8年度以降も引き続き指定管理者制度により管理運営するとともに、継続的な勤務を前提とした医師が不在である国民健康保険青根診療所についても、令和8年度から指定管理者制度による管理運営への移行を検討しているところです（国民健康保険内郷診療所及び日連診療所は、当面の間、引き続き市が直接運営を行う予定です）。

(2) 今回の調査の対象施設の概要

9(1)ア「市立3診療所の概要」及び9(2)ア「国民健康保険青根診療所概要」のとおり

(3) 前提条件

ア 事業スキーム

- ・ 管理運営形態：指定管理者制度
- ・ 指定期間：3年（ただし、千木良診療所のみ1年の予定）

イ 事業スケジュール案

令和6年度 サウンディング型市場調査  
令和7年度 事業者選定  
令和8年度 事業開始

## 7 対話内容

主に次の項目について、自らが事業の主体等として参加することを前提に、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、「主な対話項目」に沿って、ご説明・ご提案をお願いします。その後、市から質問し、または参加者からの質問に対して回答させていただく形式で対話を実施します。

※一部、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

### 【主な対話項目】

項目	内容
指定管理者制度の対象とする診療所、グルーピング（分け方）、指定期間などについて	<p>（１）本事業で対象とする診療所は４箇所を予定していますが、管理運営を受けられない診療所があるか。</p> <p>（２）４箇所まとめて管理運営した方がよいか（できるか）。または、グループに分けて管理運営した方がよいか、その場合のグルーピングの考え方、などについて、ご意見をお聞かせください。</p> <p>（３）今回の指定期間は３年を予定（ただし、千木良診療所のみ１年の予定）していますが、管理運営の適切な期間について、ご意見をお聞かせください。</p>
医師、看護師、事務などの医療従事者の確保について	<p>（１）本事業で対象とする診療所について、現在、北里大学の協力のもとで実施している「相模原市地域医療医師修学資金貸付制度」で育成している特定期間中（※）の医師が勤務しています。この医師の活用可否や必要性などについてご意見をお聞かせください。 ※特定期間…貸付を受けた学費の返還免除を受けるために市内で勤務する期間（大学卒業後９年間）。</p> <p>（２）看護師や事務など、医師以外の従事者について、直接雇用、派遣などの雇用形態と配置人数の想定についてお聞かせください。</p>
施設の利用促進や効率的な運営について	<p>（１）利用者の増加・定着を図る取組みや、収入を上げるための方策、支出を下げるための方策などについて、ご意見をお聞かせください。</p> <p>（２）予約システム、呼出システム、その他 ICT を活用した仕組みの必要性（どの程度業務の効率化や利用者の利便性につながりそうか）についてご意見をお聞かせください。</p> <p>（３）想定される収支内訳（指定期間全体及び単年の収支内訳や必要と見込まれる指定管理料の金額）をお聞かせください。</p>

地域住民の健康増進や予防医療に貢献するためのアイデアについて	地域住民の健康増進や予防医療に貢献することを目的とした講演や健康指導などについて、独自のイベントの企画や他団体のイベントへの参加・協力などのご提案があればお聞かせください。
在宅医療の充実に向けた、医療・介護関係者の多職種・多機関連携やオンライン診療の実施について	診療所の医師・看護師と、訪問看護師・訪問薬剤師・訪問介護員などが、どういう体制でどのように連携すべきか、そのためにどのような環境・設備必要となるか、オンライン診療の実施の可否や有効性などについてご意見をお聞かせください。
その他	前回（令和2年度）の募集要項の中で参入するに当たり、課題と感ずる事項についてご意見をお聞かせください。

## 8 留意事項

### (1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者選定における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

### (2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

### (3) 追加対話への協力

対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

### (4) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、提案の内容については情報公開の対象となる場合があります。

### (5) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成23年12月26日条例第31号）第2条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は同条第2項に違反している事実がある者

## 9 参考資料

### (1) 市立3診療所に関するもの

- ア 市立3診療所の概要（開設経過、公共施設カルテ）
- イ 事業報告書（令和5年度、令和4年度、令和3年度）
- ウ 市立診療所選考委員会によるモニタリング結果（令和4年度、令和3年度）
- エ 令和2年度市立診療所指定管理者募集要領

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026766/seido/1026770/shiteikanri/1004191/1004212.html>

- オ 平面図
- カ 市が貸与している備品一覧
- キ 相模原市立診療所条例
- ク 相模原市立診療所条例施行規則

### (2) 国民健康保険青根診療所に関するもの

- ア 国民健康保険青根診療所概要（公共施設カルテ）
- イ 青根診療所収支詳細（令和4年度、令和3年度、令和2年度）
- ウ 平面図
- エ 備品一覧
- オ 相模原市国民健康保険診療所条例
- カ 相模原市国民健康保険診療所条例施行規則

### (3) その他

中山間地域の医療の在り方に関する基本方針（令和6年2月策定）

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/kenko/1026630/iryo/1026946.html>

## 10 問い合わせ先

連絡先：相模原市健康福祉局保健衛生部医療政策課地域医療対策室

所在地：相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらB館4階

電話番号：042-769-9230

FAX：042-750-3066

E-mail：chiiki-iryou@city.sagamihara.kanagawa.jp